

生駒市救急医療情報キット配付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者等に対し、救急時に必要な医療情報を保管する救急医療情報キット(以下「情報キット」という。)を配付することにより、救急時の迅速かつ適切な医療活動等を行える体制を整備し、市民の安全及び安心の確保を図ることを目的とする。

(情報キットの内容)

第2条 配付する情報キットの内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 保管容器
- (2) 救急医療情報シート
- (3) シール等情報キット設置の目印となるもの

(配付対象者)

第3条 情報キットの配付対象者は、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び65歳以上の高齢者世帯
- (2) 日中において前号に準ずる者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める者については、配布対象者としてすることができる。

(配付の申請)

第4条 情報キットの配付を受けようとする者は、救急医療情報キット配付申請書兼同意書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない理由により、当該申請をすることができないときは、代理人をして申請させることができる。

(配付の決定)

第5条 市長は前条の規定による申請があった場合は、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、世帯等の状況に応じて配布対象者ひとりにつき1個を限度に情報キットを配付するものとする。

2 情報キットは、再配布しない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は除く。

(費用負担)

第6条 情報キットは無償で配付するものとする。

(台帳の整備)

第7条 市長は、第5条の規定により情報キットを配付した者については、救急医療情報キット配付者台帳(様式第2号)に記載するものとする。

(情報キットの保管及び管理)

第8条 情報キットの配付を受けた者は、冷蔵庫等に保管し、善良な管理のもとに情報キットを使用し、救急医療情報シートの記載内容の更新に努めるものとする。

2 情報キットは、他の者に譲渡し又は貸付けてはならない。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。